

DX 情報発信支援補助金

申請要領

中小企業者を対象に、販路開拓や人材確保等自社の情報発信のためのホームページ及びPR
動画作成の費用の一部を市が負担し、市内中小企業におけるDXを支援します。

燕市産業振興部商工振興課

令和6年4月

1 事業の目的

DX情報支援補助金は、市内中小企業者のDX推進及び競争力強化を図るため、販路開拓、人材確保等、自社の事業内容について情報発信を行うために作成するホームページ、動画等に要する費用の一部を補助するために創設されたものです。

2 補助対象者

燕市内に事務所又は事業所を有する中小企業者が対象です。なお、次に上げる項目をすべて満たす必要があります。

- (1) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと
- (3) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと
- (4) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと
- (5) 市税等を滞納していないこと

3 補助対象事業の補助率等

経費については、交付決定日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支出）したものが補助対象になります。

補助対象	補助率・補助上限	1 事業者あたりの申請回数
自社の事業内容について 情報発信を行うための ホームページの作成・ 機能強化（※1） 費用	市内ベンダーを利用する場合 補助対象経費の 1/2 以内 （上限額 20 万円）	同一年度内 1 回まで
自社の事業内容について 情報発信を行うための PR 動画作成費用 （※2）	市内ベンダーを利用しない場合 補助対象経費の 1/3 以内 （上限額 10 万円）	

（※1）ホームページの機能強化（高性能ホームページへの改修）とは

市が定める以下の必須項目の機能を全て掲載し、かつ任意項目の中から2つ以上の機能を掲載したホームページのことを指します。「仕様確認書（別紙2）」へ記載をお願いします。

必須項目	スマートフォンに対応している	3つ全ての項目を満たす必要があります
	SEO対策をしている	
	問い合わせフォームを搭載している	
任意項目	自動見積フォームを搭載している	この中から2つ以上の項目を満たす必要があります
	ホームページ内に動画を挿入している	
	外部ソーシャルネットワーキングサービスサイトから自社ホームページへアクセスの誘導を行っている	
	電子商取引サイトを活用しており、かつ自社ホームページから電子商取引サイトへアクセスの誘導を行っている	
	障がい者や高齢者に配慮したデザインである	
	人材確保や雇用促進に資する内容を掲載している	

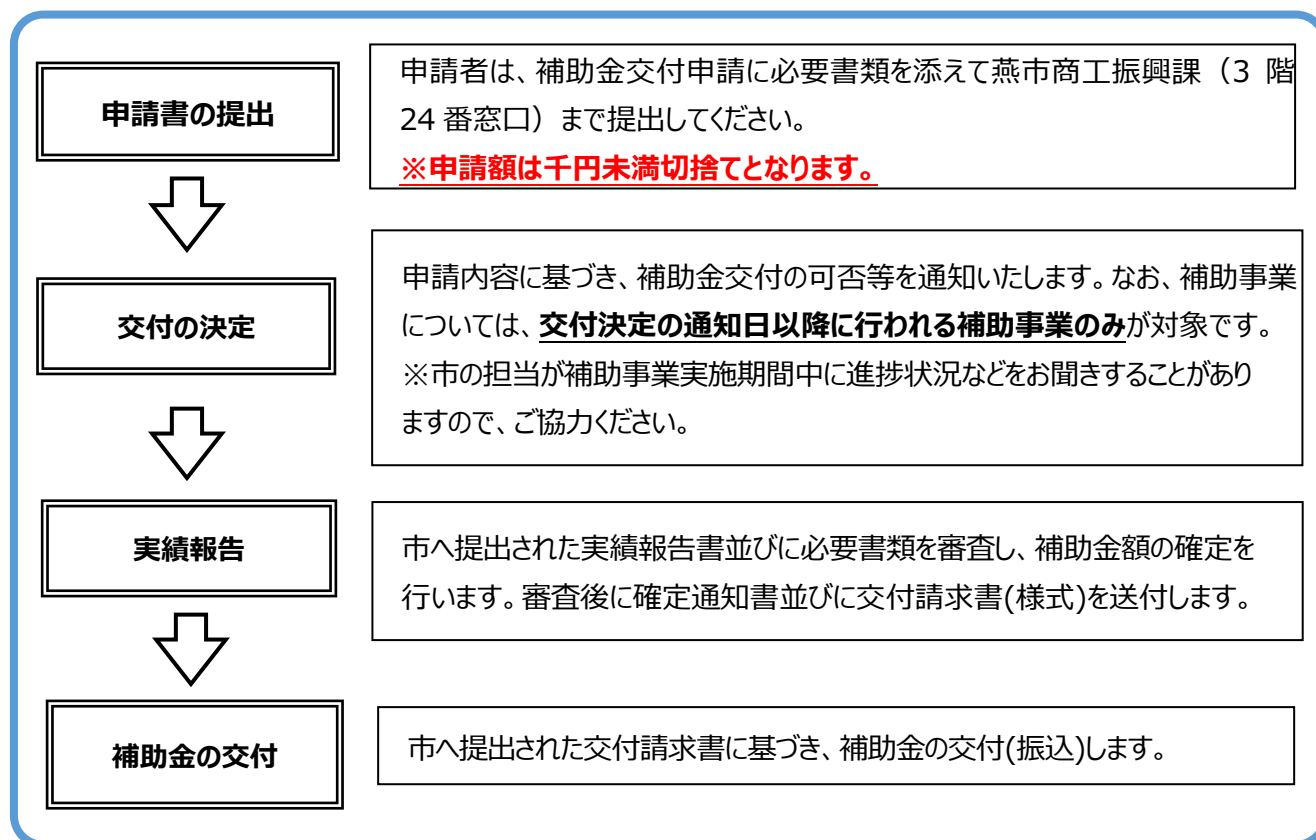
(※2) PR動画作成費用とは

動画については原則として自社ホームページに掲載し、動画公開用の URL を提出できるものを指します。

ただし、以下の経費は補助対象に含まれませんのでご注意ください。

- 広告費
- EC サイトへの出店費
- 備品購入費
- 資料購入費
- 消費税及び地方消費税
- **振込手数料**
- その他補助対象経費として不相当であると市長が認めるもの

4 補助金交付までの流れ



5 申請受付期間

令和6年4月1日(月) ~ 令和7年1月31日(金) (当日消印有効)

※予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

6 経費の支払いについて

補助対象経費の支払い方法については、原則口座振込（インターネットによる振り込みも可）とし、領収書などの支払い証拠書類を揃えることが可能な方法に限ります。また、手形・小切手で支払った場合は、手形・小切手の耳、当座勘定照合表の写しを提出するものとし、振り出した手形等が補助期間内にすべて支払が完了しているもののみが補助対象になります。

【※注意※】 以下の支払いは補助対象になりません。ご注意ください。

(1) 決定通知日以前に支払った経費すべて

(2) 消費税及び銀行等口座振込み手数料

(3) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合

(4) 現金、他社発行の手形や小切手（※回し手形等）により支払いが行われている場合

・原則補助事業以外の支払いとの混在払いは避けてください。混在払いの場合は、補助事業支払い額と補助事業以外支払い額(請求書見え消し)で請求額と総支出額を確認する必要があります。

・実績報告時の添付資料として必ず証拠書類をご提出ください。その書類がない場合、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

7 補助対象期間

令和6年4月1日(月) ~ 令和7年2月28日(金)

※補助期間内にすべて支払いが完了している必要があります。

申請書類については、以下の書類を郵送または市の担当窓口まで直接ご持参ください。

●交付申請

申請受付期間内に次の書類を提出してください。

1. 交付申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（別紙1）
3. 補助対象経費の見積書などの写し
4. 仕様確認書（別紙2）※ホームページの作成・機能強化を行う事業者のみ
5. 納税証明書又は燕市税の納税状況確認に係る同意書
※個人事業主で市外に居住の場合は、居住地で取得した納税証明書
6. 事業内容がわかるもの
【例】・ウェブサイトの概要がわかる資料（ベンダーからの提案資料など）

●実績報告

補助対象経費の支払いが終わり、事業が完了した後30日以内に次の書類を提出してください。

1. 実績報告書（様式第8号）
2. 事業報告書（様式あり）
3. 支出実績を証明する書類の写し ※支出の内訳がわかるもの
【例】・銀行の振込金受取書（振込明細書）の写し
・領収書の写し（金額に応じて印紙が貼付られているもの）
・通帳の振り込み金額が明記されたページの写し など
4. 完了した事業内容がわかるもの
【例】・完成したウェブサイトの概要がわかる資料
（ウェブサイトを印刷したものなど）

●交付請求

確定通知書を受け取ったら次の書類を提出してください。

1. 交付請求書（様式第10号）
2. 補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し（申請者と口座名義人が同一であること）

●変更申請

交付決定通知書を受け取った後に事業内容が変更となった場合に次の書類を提出し

てください。

1. 変更承認申請書（様式第4号）

※交付決定額の増額変更はできません。

※軽微な変更の場合は、提出の必要はありません。

●**中止（廃止）申請**

交付決定通知書を受け取った後に事業が中止（廃止）となった場合に次の書類を提出してください。

1. 中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

9

お問い合わせ

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

燕市 産業振興部 商工振興課 新産業推進係
〒959-0295
燕市吉田西太田1934番地
TEL：0256-77-8232 FAX：0256-77-8306
E-Mail：shoko@city.tsubame.lg.jp

※当支援金に係る取扱いについて、燕市補助金等交付規則及び燕市 DX 情報発信支援補助金交付要綱に定めるほかは、本紙「申請要領」によりますので、ご注意ください。